

**「静岡県受動喫煙防止条例施行規則案等の概要」に関する  
県民意見提出手続の結果**

- 1 意見募集の期間：平成 31 年 2 月 8 日（金）から平成 31 年 2 月 25 日（月）まで
  - 2 意見提出者：4 名（県外居住者 4 名）
  - 3 寄せられた意見の概要と県の考え方
- ※ 取りまとめの都合上、御意見を類型化しています。

通番	寄せられた意見	意見に対する県の考え方
1	加熱式たばこも紙巻たばこと同様の取扱とすべき。	いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
2	屋内は完全禁煙とすべきで、フロア分煙も認められない。	
3	禁煙店か喫煙店の区別をはっきりしてほしい。時間分煙や空間分煙は不可	
4	路上や敷地内も完全禁煙が屋外の受動喫煙防止の最上の対策である。	
5	卒煙に向けての啓蒙・指導に取り組んでもらいたい。	
6	望む・望まないではなく、すべての受動喫煙を防いでもらいたい。	

※ 1 名で複数の意見を提出している事例があるため、意見提出者数より寄せられた意見の数が多くなっています。